

○茂原市建設工事検査要綱

平成25年1月4日

茂原市訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市が発注した建設工事(以下「工事」という。)に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定に基づき行う検査(以下「検査」という。)について適正かつ効率的に執行するため、法令又は茂原市財務規則(昭和59年茂原市規則第2号。以下「規則」という。)、茂原市下水道事業会計規則(平成31年茂原市規則第8号。以下「下水道会計規則」という。)若しくは茂原市農業集落排水事業会計規則(令和6年茂原市規則第21号。以下「農業集落排水会計規則」という。)に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約図書 契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。
- (2) 工事担当部長 規則第2条第1号に規定する部長のうち当該工事を担当する者をいう。
- (3) 工事担当課長 規則第2条第2号に規定する課長のうち当該工事を担当する者をいう。
- (4) 工事担当課 当該工事を担当する課等をいう。
- (5) 検査担当部長 財務部長をいう。
- (6) 検査担当課長 財務部管財課長をいう。
- (7) 検査担当課 財務部管財課をいう。

(事務の総括)

第3条 検査担当部長は、この訓令に定める検査に関する事務を総括する。

2 検査担当部長は、工事の検査に関し必要があると認められるときは、工事担当課長に対して報告又は意見を求めることができる。

(検査職員)

第4条 規則第149条第2項(下水道会計規則第94条又は農業集落排水会計規則第94条において準用する場合を含む。)に定める検査職員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 専門検査員 検査担当課の工事検査担当の職員
- (2) 指定検査員 工事担当課の工事担当係以外の係長(係長に相当する職にある者を含

む。)以上の職員で、工事ごとに予算執行者に任命された者

- (3) 臨時検査員 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第4項の規定により市長が特に必要と認めて委託した茂原市職員以外の者

2 前項に定める検査職員が行う工事の検査は、次の各号のとおりとする。

- (1) 専門検査員 請負契約金額1件200万円を超える工事の検査
(2) 指定検査員 請負契約金額1件200万円以下の工事の検査
(3) 臨時検査員 特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により茂原市職員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる工事の検査

3 検査担当部長は、専門検査員が事故その他やむを得ない理由により検査を行うことが困難となった場合は、前各項にかかわらず、当該検査を代理する職員(係長に相当する職以上の職にあるものに限る。)を代理検査職員任命書(別記第1号様式)にて任命し、検査を行わせることができる。

(検査)

第5条 検査職員は、検査担当課長又は予算執行者が指定する検査及びこれに係る事務を行う。

2 検査担当課長は、前項の検査に関し検査職員を指揮監督する。ただし、指定検査員が行う検査についての指揮監督は予算執行者が行うものとする。

3 検査の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 完成検査 工事が完成したときに行う検査をいう。ただし、不可抗力による損害のときは「完成(確認)検査」とする。
(2) 出来形検査 工事の既成部分について、部分払いを行う検査をいう。ただし、完成検査に先立って引渡しを受けるときは「出来形(部分引渡し)検査」とし、契約解除するときは「出来形(打切り清算)検査」とする。
(3) 中間検査 工事が完成した場合に行う検査によっては検査し難い部分がある工事で図面及び仕様書等に中間検査を実施する旨指定された場合に実施する検査をいう。ただし、部分使用をするときは「中間(部分使用)検査」とする。

(検査の通知等)

第6条 検査は、市長が受注者から完成(出来形・中間)通知書(以下「通知書」という。)を受理した日から起算して、14日以内、かつ、当該会計年度内に完了するものとする。

2 工事担当課長は、専門検査員が行う検査について通知書を受理した日から5日以内に工事

完成(出来形・中間)検査依頼書(別記第2号様式)に検査に必要な書類を添えて検査担当課長に依頼するものとする。ただし、出来形検査においては、出来形調書(別記第3号様式)を、中間検査においては、中間調書(別記第4号様式)を添えるものとする。

3 検査担当課長は、前項の依頼があったときは当該検査を行う検査職員を指定し、工事検査実施通知書(別記第5号様式)により工事担当課長に通知するものとする。

4 工事担当課長は、前項の通知があったときは、遅滞なく受注者に連絡するものとする。

(検査の立会い)

第7条 検査には、工事担当課長又は工事担当課長が命ずる職員及び当該検査に係る工事の受注者等を立ち会わせるものとする。

(検査の方法)

第8条 検査は、契約図書、千葉県建設工事適正化指導要綱(昭和54年4月1日制定)、各種仕様書、千葉県建設工事検査基準その他関係図書と施工管理記録及び工事目的物を対比して、その合否を判定するものとする。

2 地下、水中、仕上げ内部面等外部からの検査を行い難い部分については、前項によるもののか、監督職員の立会い及び段階確認の記録資料等により検査することができる。

(復命)

第9条 検査職員は、検査を行ったときは、原則として検査日を含めて5日以内に工事検査調書(別記第6号様式)に次の各号に掲げる関係書類を添付し、市長に復命するものとする。

(1) 請負契約金額が200万円を超える場合は、工事成績評定表

(2) 次条に規定する手直し工事の場合は、手直し工事指示書(別記第7号様式)

(手直し工事)

第10条 検査担当課長は、検査職員が行った検査により、出来形、品質等が契約図書及びその他関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、手直し工事指示書により補修又は改造を、工事担当課長に指示するものとする。

2 工事担当課長は、前項の指示を受けたときは、書面により直ちに受注者に補修又は改造を指示するものとする。

3 第1項の補修又は改造が極めて重大であると認められるときは、検査担当課長は検査担当部長に報告し、検査担当部長は工事担当部長に通知するものとする。

(準用)

第11条 手直し工事の検査は、第6条から前条までの規定を準用する。

(認定通知等)

第12条 市長は、第9条の復命により当該検査に係る工事の完成(出来形・中間)について認定するものとする。

2 検査担当課長は、前項の認定がなされたときは、工事認定通知書(別記第8号様式)に工事検査調書及び工事成績評定表を添付し、工事担当課長に通知するものとする。

3 市長は、第1項の認定をしたときは、工事検査結果通知書(別記第9号様式)及び項目別評定表(別記第10号様式)により当該工事の受注者に通知するものとする。

(適用除外)

第13条 工事担当課長は、請負契約金額が200万円以下の工事については、第6条(第1項を除く。)から第8条まで、第10条及び第12条の規定にかかわらず、指定検査員の検査をもつて処理できるものとする。この場合において、第11条中「第6条から前条まで」とあるのは「第6条第1項及び第9条」と読み替えるものとする。

2 指定検査員は、前項の検査に当たり専門検査員の意見を求めることができるものとする。

(検査事務の整理)

第14条 検査担当課長は、検査台帳等を備え、記録整理するものとする。

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則(平成25年1月4日茂原市訓令甲第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日茂原市訓令甲第9号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月15日茂原市訓令甲第12号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年2月22日茂原市訓令甲第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月16日茂原市訓令甲第16号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日茂原市訓令甲第11号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年1月14日茂原市訓令甲第1号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月18日茂原市訓令甲第22号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に入札又は契約方法が決定されている工事については、なお従前の例による。

別記
第1号様式

年　月　日
様

総務部長

代理検査職員任命書

茂原市建設工事検査要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり代理検査職員を任命します。

記

代理検査職員

所 属	職	氏 名	備 考

任命期間

年　月　日　～　年　月　日

※ ただし、任命期間中であっても専門検査員が復職したときは解除となる。

第2号様式(第6条第2項)

年 月 日

検査担当課長

様

工事担当課長

工事完成(出来形・中間)検査依頼書

下記のとおり、工事の(□完成 □出来形 □中間)を確認したので検査の実施を依頼します。

記

発注年度		
検査の種類	<input type="checkbox"/> 完成(□完成 □確認) <input type="checkbox"/> 出来形(□出来形 □部分引渡し □打切り清算) <input type="checkbox"/> 中間(□中間 □部分使用)	
工事名		
工事場所		
受注者	住所	
	氏名	
設計金額(当初)	円	
設計金額(変更)	円	
請負金額(当初)	円	
請負金額(変更)	円	
契約年月日(当初)	年 月 日	
契約年月日(変更)	年 月 日	
工期(当初)	年 月 日	～ 年 月 日
工期(変更)	年 月 日	～ 年 月 日
完成(出来形、中間) 年月日	年 月 日	
完成(出来形、中間) 確認年月日	年 月 日	
監督職員		
備考		

第3号様式(第6条第2項)

出来形調書

工事名				
工事場所				
受注者	住所			
	氏名			
契約年月日		年 月 日		
工期		年 月 日～ 年 月 日		
設計金額		円	請負比率	%
請負金額		円		
出来形設計金額		円	設計対 出来形比	%
出来形請負金額		円		
出来形の9／10		円		
既支払額		円		
今回支払額		円		
請負金残額		円		
部分払い内訳		第1回	円	
		第2回	円	
		第3回	円	
		第4回	円	
出来形検査内容				
備考				

第4号様式(第6条第2項)

中間調書

工事名		
工事場所		
受注者	住所	
	氏名	
契約年月日		年 月 日
工期		年 月 日～ 年 月 日
完成予定年月日		年 月 日
請負金額		円
進捗率		%
中間検査内容		
備考		

第5号様式(第6条第3項)

年 月 日

工事担当課長

様

検査担当課長

工事検査実施通知書

下記のとおり、(□完成 □出来形 □中間)検査を実施するので通知します。

記

工事名	
工事場所	
検査の種類	<input type="checkbox"/> 完成(□完成 □確認) <input type="checkbox"/> 出来形(□出来形 □部分引渡し □打切り清算) <input type="checkbox"/> 中間(□中間 □部分使用)
検査日時	年 月 日 時 分
検査職員	
備考	

第6号様式(第9条)

工事検査調書

				公印承認確認 年月日
検査年月日				
工事名				
工事場所				
契約年月日	年月日			
契約の種類	入札 隨意契約			
設計金額	円			
請負金額	円			
工期	年月日～年月日			
検査の種類	<input type="checkbox"/> 完成(<input type="checkbox"/> 完成 <input type="checkbox"/> 確認) <input type="checkbox"/> 出来形(<input type="checkbox"/> 出来形 <input type="checkbox"/> 部分引渡し <input type="checkbox"/> 打切り清算) <input type="checkbox"/> 中間(<input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 部分使用)			
工事担当課				
監督職員				
受注者	住所			
	氏名			
	現場代理人			
	主任技術者			
	監理技術者			
	検査立会者			
検査の結果				
検査所見				
茂原市長 上記のとおり検査しました。				
年月日 検査職員 印 立会者 印 (監督職員)				

※1 検査を期限内に行わなかったときは、その理由を検査意見欄に附記すること。

2 出来形検査においては出来形調書(別記第3号様式)を、中間検査においては中間調書(別記第4号様式)を添付すること。

第7号様式(第9条)

年 月 日

工事担当課長

様

検査担当課長

手直し工事指示書

検査の結果下記のとおり手直しを必要とするので措置(補修又は改造)してください。

記

検査年月日	年 月 日	
工事名		
工事場所		
受注者	住所	
	氏名	
請負金額	円	
手直し工事期限	年 月 日	
検査立会者 (工事担当課)		
検査立会者 (受注者)		
手直し工事 指示事項		
備考		

第8号様式(第12条第2項)

年 月 日

工事担当課長

様

検査担当課長

工事認定通知書

このことについて、下記のとおり完成(出来形・中間)を認定したので、茂原市建設工事検査要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

検査番号	
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円
完成・出来形金額	円
完成(出来形・中間) 年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査職員氏名	
工事成績評定点	
備考	

第9号様式(第12条第3項)

第 号
年 月 日

様

茂原市長

印

工事検査結果通知書

このことについて、下記のとおり完成(出来形・中間)を認定したので、茂原市建設工事検査要綱第12条第3項の規定により通知します。

記

検査番号	
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円
完成・出来形金額	円
完成(出来形・中間) 年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査職員氏名	
工事成績評定点	
備考	

※ この通知書に異議があるときは、本通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、市長に対し書面により説明を求めることができます。

第10号様式(第12条第3項)

項目別評定表

(工事名)

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I.施工体制一般	/
	II.配置技術者	/
2. 施工状況	I.施工管理	/
	II.工程管理	/
	III.安全対策	/
	IV.対外関係	/
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形	/
	II.品質	/
	III.出来ばえ	/
4. 工事特性(加点のみ)	工事特性	/
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	/
7. 法令遵守等(減点のみ)	工事事故等による減点	/
	総合評価項目不履行による減点	/
評定点合計		/100点

注) 端数処理の関係で評価項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。